様式第二十（第７条関係）

新技術等実証計画の認定証の再交付申請書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

　　年　　月　　日付けで認定を受けた新技術等実証計画の認定証の再交付を申請します。

記

１．連絡責任者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス
２．申請の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第二十一（第８条関係）

認定新技術等実証計画の変更認定申請書

年　　月　　日

主務大臣　名　　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

　　年　　月　　日付けで認定を受けた新技術等実証計画について下記のとおり変更したいので、産業競争力強化法第８条の４第１項の規定に基づき認定を申請します。

記

１．変更事項
２．変更事項の内容

（備考）

１．主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第二十二（第８条関係）

変更後の新技術等実証計画に対する見解書

年　　月　　日

新技術等効果評価委員会

主務大臣　名

　　年　　月　　日付けの変更認定申請による変更後の新技術等実証計画について、産業競争力強化法（以下「法」という。）第８条の４第６項において準用する法第８条の２第４項の規定に基づき、意見を求めます。

記

１．当該新技術等実証計画を提出した者
２．当該新技術等実証計画が提出された日
３．認定の可否に関する見解
４．その他新技術等効果評価委員会の調査審議に参考となる事項

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

３．認定の可否に関する見解

認定の可否に関し、法第８条の２第４項各号との関係を明確にした上で、認定の可否を記載する。

【認定見込みである場合】

法第８条の２第４項各号のいずれにも適合するものであると認められるため、認定をする見込みである旨を記載する。

【不認定見込みである場合】

法第８条の２第４項各号のいずれに適合しないものであるかを明確にした上で、以下⑴から⑶までの項目に従って適合しないと判断した理由・根拠を示し、認定をしない見込みである旨を記載する。

⑴　同項第１号に適合するものでないとの判断について

新技術等実証計画に記載されたもののうち、同項第１号に適合しないと判断した事実関係を特定した上で、当該事実関係が、同号に適合しないと判断した理由・根拠を記載する。

⑵　同項第２号に適合するものでないとの判断について

新技術等実証計画に記載されたもののうち、同項第２号に適合しないと判断した事実関係を特定した上で、当該事実関係が、同号に適合しないと判断した理由・根拠を記載する。

⑶　同項第３号に適合するものでないとの判断について

①違反となる法令の条項並びにその趣旨及び保護法益

違反することとなる法令の条項を特定するため、認定できない根拠となる法令の名称及びその法令の条、項、号等を記載し、並びに、当該条項が規定されている趣旨や保護法益等を記載する。

また、当該条項の条文（抜粋したもの）を添付し、及び逐条解説や制度立案時の説明資料、質問主意書に対する答弁書等国会答弁のうち、当該条項の趣旨、保護法益等を理解するのに参考となるものを添付する。

②当該条項に違反することとなる事実関係

新技術等実証計画に記載されたもののうち、同項第３号に適合しないと判断した事実関係を特定する。

③法令の適用関係

保護法益の侵害等を含め、②に対する当該条項の適用関係に関する判断を記載し、及び、その判断の合理性を裏付けるエビデンスとして、定量的なデータ等を添付する。

①が許認可等に係る規定である場合には、新技術等実証計画に関する許認可等をすることが法令違反となるか否かにより判断する。

④参考となる指針、通達等

主務大臣が上記判断を行う際の検討に用いた通達等（法令の解釈や運用方針等に関する通達、訓令、運用を定める通達、事業者等を対象とした指針、ガイドライン等をいう。以下同じ。）があれば、その名称及び関係する条、項等を記載し、あわせて通達等の位置づけ（例．地方支分部局に対する事務実施方針、法令解釈等）を記載し、当該通達等の関係する箇所を抜粋したものを添付する。

※新技術等効果評価委員会における調査審議のため、論点が複数ある場合には、論点ごとに、上記３⑶①から④を整理した上で、記載する。